(a)　二千九年一月一日現在で償還されていないすべての元本

(b)　二千八年十二月三十一日以前に生じた未払のすべての利子（遅延利子を含む。）

(2)　債務の総額は、三十三億九千八万二千六百八十七円（三、三九〇、〇八二、六八七円）になる。

(3)　(2)に規定する総額は、日本国政府及びブルンジ共和国政府の権限のある当局間の同意により修正することができる。日本国政府の権限のある当局は、外務省及び財務省であり、ブルンジ共和国政府の権限のある当局は、外務・国際協力省及び財務省である。

3　債務は、ブルンジ共和国政府に対してＪＩＣＡが行う免除の通告により免除されることになる。二千九年一月一日から当該通告の日までの間（両期日を含む。）における債務に対する利子は、課されない。

4　ブルンジ共和国政府は、債務が免除される事実を考慮し、政府間協議の結果に従って、ブルンジ共和国の貧困を削減し並びに社会的及び経済的開発を促進するために必要な措置をとる。

5　両政府は、この了解から又はそれに関連して生ずることのあるいかなる事項についても相互に協議する。

6　従前の書簡Ⅲに述べられた了解は、この書簡が交換された日からこの了解によって代替され、無効となる。

(1)　従前の書簡Ⅲに述べられた了解に基づき、一定の債務が、二千三年四月一日から二千四年三月三十一日までの二千三年度、二千四年四月一日から二千五年三月三十一日までの二千四年度、二千五年四月一日から二千六年三月三十一日までの二千五年度、二千六年四月一日から二千七年三月三十一日までの二千六年度、二千七年四月一日から二千八年三月三十一日までの二千七年度及び二千八年四月一日から二千九年三月三十一日までの二千八年度の各事業年度における免除の日程に従って既に免除された。

(2)　(1)に規定する免除された債務の総額は、五億三千七百十二万五千二百六十円（五三七、一二五、二六〇円）であった。

本使は、更に、この書簡及び前記の了解をブルンジ共和国政府に代わって確認される閣下の返簡が両政府間の合意を構成し、その合意が閣下の返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることを提案する光栄を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

二千九年九月七日にブジュンブラで

ブルンジ共和国駐在

日本国特命全権大使　岩谷滋雄

ブルンジ共和国

外務・国際協力大臣

オーギュスタン・ンサンゼ閣下

付表

1　千九百八十七年二月二十四日

2　千九百八十九年一月十七日

（ブルンジ側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本大臣は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（日本側書簡）

本大臣は、更に、前記の了解をブルンジ共和国政府に代わって確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がこの返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることに同意する光栄を有します。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

二千九年九月七日にブジュンブラで

ブルンジ共和国

外務・国際協力大臣

オーギュスタン・ンサンゼ

ブルンジ共和国駐在

日本国特命全権大使　岩谷滋雄閣下

○農林水産省告示第千三百八十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十一年九月二十九日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　保安林の所在場所　神奈川県足柄上郡山北町世附字上ノ山六八七、六八八、六九二、七七八の一〇、七七九の一、八〇八

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を神奈川県庁及び山北町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百八十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十一年九月二十九日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　保安林の所在場所　福島県西白河郡西郷村大字羽太字一本木一二から二〇まで、二二から二五まで、二七、四〇、字一本木沢四五の一、四五の二、字上鈴二の二、三、七、八、字下川端三〇、三一、三三、三四、三六、三七の一、三八、字篠倉一、二の二、字田入三の一、三の二、四、六、八、一一、一四、一五、一七、一九、二一、二三、二五、二六、二八から三一まで、三二の一、三二の二、三三から三五まで、三八の一、三八の二、四一、四五の一から四五の四まで、四六、四七、四九

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県庁及び西郷村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百八十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十一年九月二十九日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　解除に係る保安林の所在場所　宮城県栗原市栗駒文字荒砥沢五三の五（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を宮城県庁及び栗原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百八十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十一年九月二十九日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　廿日市市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　水源のかん養

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

廿日市市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

二　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　廿日市市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。